

令和8年蔵王町議会定例会 6月会議

令和8年6月5日（金曜日）

出席議員（13名）

1 番	平 間 徹 也 君	2 番	宇田川 敬 之 君
3 番	佐 藤 敏 文 君	5 番	藤 澤 麻衣子 君
6 番	葛 西 清 君	7 番	馬 場 勝 彦 君
8 番	村 上 正 文 君	9 番	今 千 佳 君
10 番	松 崎 良 一 君	11 番	外 門 清 君
12 番	伊 藤 雅 代 君	13 番	村 上 一 郎 君
14 番	佐 藤 長 成 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	村 上 英 人 君
副 町 長	平 間 喜久夫 君
会 計 管 理 者 長	宮 澤 一 弘 君
会 計 課 長	鈴 木 賢 君
総 務 課 長	佐 藤 洋 一 君
防 災 専 門 監	川 井 大 文 君
まちづくり推進課長	高 橋 幸 治 君
町 民 税 務 課 長	大 槻 みちる 君
保 健 福 祉 課 長	鹿 島 亜 希 君
子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 貴 大 君
環 境 政 策 課 長	佐 藤 敏 彦 君
農 林 観 光 課 長	大 槻 健 一 君
建 設 課 長	山 家 信 行 君
上 下 水 道 課 長	

病 院 事 務 長	鈴 木 智 子 君
教 育 長	文 谷 政 義 君
教育総務課長補佐	川 井 由 美 君
生涯学習課長	佐 藤 孝 志 君
スポーツ振興課長	佐 藤 武 憲 君
農業委員会事務局長	佐 藤 敏 彦 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 長 也 君
事 務 局 長 補 佐	鈴 木 直 美 君

議事日程 第2号

令和8年3月3日（火曜日） 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第35号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 4 議案第36号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 5 議案第37号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 6 議案第38号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 7 議案第39号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 8 議案第40号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 9 議案第41号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第10 議案第42号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第11 議案第43号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第12 議案第44号 蔵王町介護保険条例の一部を改正することについて

日程第13 議案第45号 蔵王町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

日程第14 議案第46号 令和8年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第47号 令和8年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第48号 令和8年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）

日程第 17 議案第 49 号 令和 8 年度蔵王町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 50 号 令和 8 年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、おはようございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番村上正文君、9番今 千佳君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

なお、教育総務課長は本日欠席のため、代わりに課長補佐が出席するとの届出があります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案第35号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 4 議案第36号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 5 議案第37号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 6 議案第38号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 7 議案第39号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

日程第 8 議案第40号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることに

ついて

日程第 9 議案第 4 1 号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることに

ついて

日程第 1 0 議案第 4 2 号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることに

ついて

日程第 1 1 議案第 4 3 号 農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることに

ついて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第 3、議案第35号から日程第11、議案第43号までの 9 件は、農業委員の任命に関し議会の同意を求めるものですので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第35号から議案第43号農業委員会委員の任命に関し議会の同意を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、蔵王町農業委員会の委員が本年 7 月19日に任期満了となることから、4 月 1 日から 4 月28日まで農業委員候補者の公募を行い、行政区からの推薦、農業団体推薦、農業者 3 名以上からの推薦がある方並びに自らの応募をいただいたところであります。定員 9 名に対して 9 名の推薦及び応募があったことから、選定基準に従い、蔵王町農業委員会の委員候補者評価委員会の意見を踏まえ、任命予定者を決定したところであります。

それでは、任命予定者について申し上げます。

初めに、議案第35号、平間 栄氏の任命同意を求めるものであります。

平間 栄氏は、認定農業者であり、農業委員を 3 期務められ、和牛の飼育と稲作経営を行う地域農業の世話役として活躍されている方であります。

次に、議案第36号、我妻壮一氏の任命同意を求めるものであります。

我妻壮一氏は、稲作を中心に農業経営を行う認定農業者であり、農業委員を 1 期務められ、黒沢尻用水路土地改良区理事長や向山ほ場整備推進委員会の会長を務めるなど、地域の中核的農業者であります。

次に、議案第37号、勅使瓦幸一氏の任命同意を求めるものであります。

勅使瓦幸一氏は、農業委員を 2 期務められ、自らが農業に従事し、地元農産物の地産地消の拡大に向けて積極的に取り組んでおられる方であります。また本町の選挙管理委員会の委員

長を務めていただいている方でもあります。

次に、議案第38号、村上利雄氏の任命同意を求めるものであります。

村上利雄氏は、認定農業者であり、農業委員を2期務められ、酪農家として生乳からヨーグルトを自社で製造・販売をするなど、6次産業化に取り組んでおられる方であります。

次に、議案第39号、佐藤隆二氏の任命同意を求めるものであります。

佐藤隆二氏は、蔵王町土地改良区総代として地域の相談役、取りまとめ役を担っております。また、令和7年4月に円田表区長に就任し活躍されている方でもあります。

次に、議案第40号、杉山由美子氏の任命同意を求めるものであります。

杉山由美子氏は、農地利用最適化推進委員を2期、農業委員を1期務められ、地元農家に密着した農地の利用調整に尽力された方であります。

次に、議案第41号、山家一彦氏の任命同意を求めるものであります。

山家一彦氏は、認定農業者であり、農業委員を3期務められ、現在会長を務められております。宮城県指導農業士として、次代の農業を担う人材の育成・指導を行うなど農業全般に関する知識も豊富であり、地域農業の中心的役割を担っている方であります。

次に、議案第42号、我妻博宣氏の任命同意を求めるものであります。

我妻博宣氏は、農業関係団体職員であり、地域農業や農業者の情報に精通しており、農業の知識が豊富な方であります。

次に、議案第43号、阿部枝織氏の任命同意を求めるものであります。

阿部枝織氏は、農業委員を1期務められ、国際農業者交流協会より1年を超えるオランダ派遣を経験されている方であります。酪農家として地域の中核的役割を担っている方であります。

以上申し上げました任命予定者の方々は農業振興について見識のある方々であり、農業委員会委員として最も適任者であると思われまますので、原案どおりご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑、討論、採決は議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第35号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論な

しと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第36号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第37号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第38号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第39号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第40号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第41号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に議案第42号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第43号について質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第12 議案第44号 蔵王町介護保険条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続きまして、日程第12、議案第44号蔵王町介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第44号蔵王町介護保険条例の一部を改正することについて提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部が改正されたことから、保険料段階に影響が生じる一部の第1号被保険者について、令和8年度に限り保険料を減免する規定を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり

可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） それでは、議案第44号蔵王町介護保険条例の一部を改正することについて詳細説明を申し上げます。

初めに、改正に至った経緯についてご説明いたします。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。この見直しにより、令和7年中の給与収入が一定の範囲にある方につきましては、合計所得金額が減少することで課税区分が非課税になるなど介護保険料の段階が変動する可能性が生じました。これを受け、国は第9期介護保険事業計画中の保険料収入への影響を防ぐため、介護保険法施行令を一部改正いたしました。これにより、第1号被保険者の令和8年度分の保険料算定に限り、給与所得控除の見直し前の基準を用いる特例措置が設けられたところです。

一方で、この特例措置を適用すると、税制改正により令和8年度の市町村民税が非課税となった方が介護保険料の算定においては課税者とみなされ、保険料段階が上がってしまうケースが発生します。給与所得控除の引上げの範囲内で収入を増やしたにもかかわらず、介護保険料では課税者とみなされ保険料が増額となる状況を避けるため、国は令和7年度非課税であった方が特例措置によって課税者とみなされた場合には、令和8年度も引き続き非課税者として判定する段階まで保険料を減免できるとする方針を示しました。併せてこの減免については対象者の負担を考慮し、個別の申請によらず、システム上の対応が可能とされております。

以上の経緯を踏まえ、低所得者の負担軽減を図るため、必要な減免規定を定めるものでございます。

次に、改正の内容についてご説明いたします。

新旧対照表がございますが、今回は附則へ追加するのみの内容となっておりますので、議案書により説明をさせていただきます。

議案書の11ページをご覧ください。

今回の改正は令和8年度のみの特例減免措置であることから、条例の附則に規定を追加いたします。新たに附則第8条を追加し、第1項では、令和7年度及び8年度の市町村民税が非課税であり、かつ特例措置の影響により8年度の保険料段階が上昇する方に対し減免を行うこと。第2項では、減免後の保険料額について、特例措置を適用しなかった場合と同等の

段階まで減免することを規定しております。第3項では、当該減免について申請を不要とすることを定めております。

なお、施行日は公布の日とし、改正後の規定は介護保険料の賦課期日である4月1日まで遡及して適用いたします。

本減免の実施につきましては、特別徴収の方については第4期10月以降、普通徴収の方については第3期8月以降の保険料において減額調整を行う予定でございます。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 確認だけになるかもしれませんが、こういった今回の改正によって課税対象となる、ならない、そうした人数等について、もし今ここで掌握なさっているのであれば、その点だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

今回の減免の対象の人数とか金額についてでございますが、今回の減免の内容が複雑であるため、実際システムを改修して、システムで回して計算させないと実際の人数とか減免額というのは出ない状況でございます。国のほうでは、国の試算なんですけれども、今回の減免対象ではないんですけれども、税制改正の給与所得控除の見直しについて、今回その見直し前で算定するという特例措置を設けるわけですが、この特例措置を講じなかった場合の介護保険収入の影響額としては保険料収入の1%程度の可能性があるという試算を出しております。それを町で考えますと、蔵王町の場合270万円程度が給与所得控除の影響となりますが、減免につきましてはそれよりもさらに対象が絞られる形となりますので、それよりも少なくなると見込んでおります。ですので、対象者としてはかなり限定的になりますので大幅な収入減は見込んでいないところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

○議長（佐藤長成君） よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 45 号 蔵王町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第13、議案第45号蔵王町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第45号蔵王町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、マイナンバーカードの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の更新等事務を取り扱う郵便局として、町内の郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて主管課長より詳細説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） それでは、ただいま提案されました議案第45号について詳細説明をさせていただきます。

この提案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、蔵王町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回指定する3郵便局においては、令和5年6月1日から公的証明書の発行業務等を行う郵便局として指定しており、これらの業務に加え、マイナンバーカードの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の更新等事務を新たに追加するものです。

なお、指定期間は令和8年11月2日から令和9年3月31日までとするものです。ただし、当該指定期間満了の3か月前までに蔵王町及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思を表示しないときは、指定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様にすることを規定するものであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

これ令和5年かな、たしか郵便局に蔵王町の出張所の業務をさせるということで契約したものの、延長になると思うんですけども、これはそのときのものと、今回このマイナンバーカードの発行の、申請は今までもしてたと思うんですけども、今後この更新ということなんですけれども、何だろうな、具体的に今回プラスになった業務というのをもうちょっと詳しく教えていただけると。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） 詳細説明の中でもありましたけれども、令和5年の6月については、戸籍ですとか住民票ですとか、印鑑登録証ですとか、そういった公的証明書の発行業務を取り扱う郵便局と指定しました。

今回につきましては、マイナンバーカードの電子証明書の更新ということで、通常でありますと10年間マイナンバーカード有効でございますけれども、5年置きに電子証明書の更新が必要となってきます。そのために今回新たに郵便局に業務を追加するものでございます。

令和4年の時点でマイナポイント第2弾のキャンペーンがあった際に、蔵王町におきまして約3,100件のカードの交付を行ってございます。これが令和9年にちょうど更新時期を迎えるということで、今現在として年間で1,300件弱あるわけなんですけれども、これが倍程度増えるということで、町でも対応するために郵便局に業務を追加するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。5年の更新の時期があって、ちょっと役場の対応だけではということを狙ったものだというのは理解しました。

ただ、やっぱり本来、やっぱりマイナンバーカードってより個人情報の観点から見ると、やっぱりその公の機関が請け負うべきところだと思うし、そこを元公営企業である郵便局とはいえ、もう今や一民間企業となったわけですから、そこにマイナンバーカードの更新の事業まで預けて果たして本当に大丈夫なのかと一個人としては思いますし、町民もそういった思いがあるのかななんてちょっと思うんですけども、その辺のセキュリティーの問題とか契約、一民間企業ですから本当に守らせることができるのかとか、そういうのもちょっとどう

いうふうな対応を考えて今回臨んでいるのか、そこを教えてください。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

郵便局につきましては、総務省から取扱いすることが可能ということで認められているところでございます。あとは、今回ですね、業務を開始するに当たりまして、事前研修ですとか、そういったものも実施してまいりますので、個人情報等の漏えい等につきましては十分慎重に取り扱うよう注意してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） そんな郵便局もむちゃなことはしないと思いますけれども、やっぱり、でもどうしても行政とやっぱり民間というのはある程度、性質が違うものですから、ちょっと今回案件が増えるから大変なのも分かるんですけども、ちょっと行政のほうで何とか対応できたらよかったんではないかという、個人的には思っています。ただ、一方で3,000件増えましたと言われて、郵便局に、この3か所の郵便局にお願い、仕事するのは分かるんですよ。逆にね、あっちから、郵便局側から、いや、そんなにこの仕事が増えるんだったら受けられませんというようなことも考えられるんじゃないかと思いますし、その辺どういうふうに、そういうのが問題になってないのかということと、あとこの1年間延長するというふうに書いて、令和9年3月31日まで基本的には指定期間を定めてますけれども、この1年間延長すると、何もないと書いてありますが、これは、逆に言えばこの2年目、3年目はないというか、もう延長はしないというか、この3,000件のためだけのやっぱり範囲で見るからこういうふうに指定期間を区切ったのか、そこをちょっと説明してもらえると。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

取扱い業務につきましては、3郵便局の局長さんとも協議しながら取扱いをお願いしているところでございます。恐らく月多くとも20件程度ということで、そういったことで1郵便局当たり20件程度だと思います。そういったことから考えましても、郵便局の業務が滞ることはないでしょうということで想定はしております。また更新につきましては、1年ごとの自動更新という形になりますので、その辺ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、ほかに質疑はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号 令和8年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第14、議案第46号令和8年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第46号令和8年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,935万7,000円を追加し、予算の総額を100億4,137万8,000円にしようとするものであります。

今回の補正予算の主なものは、B&G財団からの防災機材配備支援金を活用して、ホイールローダーや防災資機材を購入するための予算を新たに計上したほか、社会資本整備総合交付金の内示額の増額により、西裏井戸井沖線道路改良工事費を追加しようとするものであります。また、職員の異動に伴う人件費の補正を行うものでもあります。このほか、内閣から補助金の採択を受けて実施する学童保育システム導入業務委託料や、オンライン施設予約システム導入業務委託料を新たに計上いたしました。

次に、第2表債務負担行為補正については、中学校跡地利用事業者募集支援業務委託料など5件を追加し、町長車リース料の限度額を変更しようとするものであります。

次に、第3表地方債補正については、道路改良事業など2件の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） まず18ページの債務負担行為補正なんですけれども、このスクールバス運転業務委託料と、このスクールバスリース料なんですけれども、令和8年から13年度までの5年間かな、1億4,520万円、あとスクールバスリース料6,993万円。これ、すごく素人の質問、これ5年でですね、5年間でということかということと、あと私が危惧しているのは、最近高校の部活の送迎の問題で事故が起こって、非常に悲しい事故がこの前起こりましたけれども、あれによってスクールバスとか、バスのリース等が非常に困難になっているという現状を聞いておまして、その辺を見込んでこの金額だったりするのか、そこをちょっと教えてもらえれば。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

このたび債務負担行為補正として計上いたしました、スクールバス運転業務委託料及びスクールバスリース料につきましては、蔵王中学校の令和9年4月開校に向けまして、町内の生徒の通学が遠距離になりますことから、スクールバスのリース料及び運転業務につきまして、令和9年度から令和13年度まで5年間の委託契約とさせていただきたく、今年度中に入札などの準備を進める必要がありますので債務負担行為として計上しております。

続きまして、この頃のバスの事故に関してのお話につきましては、昨今のバス事故の発生状況等も踏まえまして、本町といたしましても、生徒の安全確保を最優先に運行従事者の要件につきまして検討を進めております。運転手の技能、健康管理、安全研修をより厳格に規定いたしまして安全性の向上を図るとともに、現実的な課題といたしまして運転手不足が懸念されておりますことから、それらを踏まえまして、次の4点についてスクールバス運行管理業務委託に係る仕様に取り入れるように検討しております。

1つ目といたしましては運転士の資格の明確化、2つ目といたしましては実務経験研修の義務化、3つ目といたしましては健康管理、安全体制の強化、4つ目といたしましてはその管理に関して町が関与することを検討しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

もうちょっと具体的に聞きたいなと思ったんですけれども、これもう一回聞きますけれども、5年間の総額でよかったかということと、あとその台数がちょっとここには明記されて

ないので台数をどの程度まで想定してるのかということ、あとは業者はこれから多分選定にかかるんでちょっと分からないとは思いますが、実際にそんなにバス会社ってないですからね、世の中に。その辺の見込みがある程度あるのかという、この3点ちょっとお聞きしたいんですけれども。もう一個すみません。あとスクールバスは町民バスとしても使用する予定で、たしか町長はずっと話をしていたと思うんですけれども、その辺の契約も含まれているものなのか、この4点教えてください。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

契約につきましては、5年間の令和9年度から13年度までの5年間の総額となっております。

台数につきましては、スクールバスは5台をリースする予定で計上しております。

続きまして、このたびの契約に計上しております債務負担行為の積算におきましては、町民バスとしての利用は含めて計上して積算したものではございません。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） これは多分、通告外というか、この予算のほうじゃないと言われるかもしれないんですけれども、町民バスとしての利用分の予算というのは一体いつどこに出てきて、どういうふうに考えているのかという、これは質問してもいいんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 今質問されているのはスクールバスの件ですから、今、債務負担行為の内容で、その内容で質疑を変えていただきます。1番平間徹也君。（「別件です」の声あり）別件。どうぞ。

○1番（平間徹也君） 別件なんですけれども、やっぱり普通、やっぱりスクールバスの内容の費用だけ出したって仕方ないと思いますよ。だって町民バスまで使うと言っているんだから、町民バスの予算もちゃんとここに載せなかったら契約できないじゃないですか、結局。そこは、ちゃんと改めて予算を出していただきたいなと思いました。別件ですみません。

40ページの公民館費と、ふるさと会館費の委託料に入っていますオンライン施設予約システム導入委託料、これ2つね、どっちも。503万5,000円と347万2,000円ね。これ国庫支出金、採択されたから今回これに載せることになったと思いますが、実際にニーズってあるのかなあと正直、ございんホールのほうは確かにB&Gも含めてだというふうに聞いたんで100歩譲って個人的には分からなくはないんですけれども、やっぱりどうしてもこの地区公民館4館

に対するオンライン施設予約システムのために、W i - F i がないからW i - F i をつけて、503万5,000円のW i - F i もつけて、一体どんなW i - F i を使ってどんな算定でこのような数字が出たのかという、もうちょっとその具体的な数字を教えてくださいなんですが。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） お答えをいたします。

今回のオンライン施設予約システム導入に当たりましては、導入の目的といたしまして、利用者の利便性の向上と施設管理業務の効率化というのが一番の目的でございます。そういった公民館、体育施設、文化会館のオンライン予約システムの構築をするための予算を計上したものでございます。

それで、利用者というのがあるのかということでございますけれども、昨年8月と9月に宮城県の県民のアプリ、ポケットサインを活用した施設予約システムのトライアルを2か月間無料で使わせていただいたんですが、その際は2か月間の、これは文化会館に限りますが、159件の申込みに対しまして70件のオンラインの予約をいただいたところでございます。パーセンテージで44%いただいておりますことから、半数弱の方の利用をいただいたということで今回導入に至った経緯でございます。また、地区公民館にいたしましても、実際、令和6年度の実績の利用件数でございますが、1,077件と、あとは利用者数で1万4,000人近く利用者がございますので、ある程度の利用は見込まれるということでございます。

またW i - F i 機能でございますが、こちらにつきましては、平常時についてはオンラインの研修や会議の対応、またはデジタル教材等を活用した学習活動の充実を図っていきたいというふうに考えておりますので、業務用W i - F i を導入する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

利用者がある一定数いるのは理解しているんですけども、その利用者を生み出す1万人の利用者の運用、予約の運用方針として、これまでのやり方で何かそんなに問題があるのかなと。500万円もかけて、ございんはある程度分からなくはないと言いましたけれども、ひもつきですからね、これね、仕方ないですけども。地区公民館に関しても今までのやり方で何かそんなに問題があるのかなと。オンライン施設予約システムに500万円をかけたからといって一気に利用が増えるとは到底、私は増えるとは思えないし、このW i - F i の施設を入

れるにしても、私、一般家庭、会社もやっていますけれどもね、会社でもそんなにW i - F i、1 か所100万円もしないじゃないですか。一体どんなW i - F i を使うとこんな金額になるのかなという、そこも含めて教えてください。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） お答えいたします。

地区公民館の一番の拠点施設としての役割といたしましては、生涯学習活動、あとは地域コミュニティ活動の拠点施設ということで、そういった活動の場というほかに避難所としての重要な役割も担っているところでございます。そうした中で、平常時はこういった利用者の利便性を図るためにW i - F i 整備を図りまして、ふだんこういった活用ができなかった方々に対しても、こういった活用の幅が広がるという点ではW i - F i を整備するのはよろしいと、いいのかなというふうに考えております。

また災害時も、災害フリーW i - F i に切り替えることによりまして、避難所運営に必要な情報通信手段の確保、または避難者の安否確認、情報収集支援に非常に役立てられるものと考えているところでございます。ただ家庭用と業務用でどう違うのかといいますと、一般家庭につきましては、接続台数または通信の安定性、セキュリティー機能に限界がございます。それで、この業務用を、公共施設で使う業務用のW i - F i を入れるというのは、通信の安定性、こちらのほうは複数台数を使っても通信が途絶えることのないように、こういった学習機会の機能として使うには、こういった通信の安定性、またはセキュリティー対策ということで、情報漏えいや不正アクセス防止のためには、やはり業務用のW i - F i を整備する必要があるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

何か業務用とね、資料ないから何ともいえないし、私もそこまで詳しくないから、そのレートがどんくらい出るとか、ギガ数とかメガ数って聞いても仕方ないなと正直思っている部分あるんです。ただ、あの地区公民館ぐらゐの建物を賄うぐらゐのW i - F i って正直、家庭用のW i - F i だったり、うちでいう会社のW i - F i ぐらゐで正直賄えるよなというのが私の感想です。

もう一つ高い段階でいうと、ちょっと勉強したのはイーロン・マスクの会社のスターリンクってどこでも無線でできますよと。あれだって月額1万円ですよ。購入しても3万円。日本

円で大体ね、調べたら。無線でどこでもつながります、衛星使うから。だから、そういったものと比べたときにあまりにもハイコストじゃないかと。W i - F i の設置に関してね。どんだけのW i - F i を設置しようとしているんだと。どんだけというふうに私はどうしてもそこが否めない。無用の長物というか、そこはちょっと考えてほしいなと思います。

もう一個聞きたいのは、そんなに必要だというんだったら、この国庫支出金が採択されなくても、仮にされなくてもこの事業を進めたかどうか、これをちょっと教えてほしいんですが。

○議長（佐藤長成君） それでは、最初にW i - F i 関係では、まちづくり推進課長から答弁願います。

○まちづくり推進課長（川井大文君） では、私からはW i - F i の関係でお答えさせていただきます。

家庭用のW i - F i ルーターでもいいんじゃないのかというようなご意見でございますけれども、一番問題になるのはセキュリティーのところでございます。家庭用W i - F i につきましては、同じネットワークにつながっている家族のスマホやパソコン同士が互いに認識してデータを共有しやすい設計となっております。これを公共の場にそのまま置いてしまいますと、悪意のある利用者が同じW i - F i につないでいる別の町民のスマートフォンに不正アクセスして個人情報やパスワードを盗み出すといった重大な犯罪被害が発生するリスクがございます。そういったことを受けまして、総務省では、自治体を含めまして公衆W i - F i の提供者に向けた、こういったセキュリティー対策の手引というものを公表してございます。それに沿って、町としましては、家庭用ではなく業務用の機器を適切に設定して利用することを考えているものでございます。

以上でございます。（「すみません、あとその次のやつ」の声あり）

○議長（佐藤長成君） 後段の質疑については副町長から。

○副町長（平間喜久夫君） 補助がなくてもやったのか、やらないのかという話でございますのでお話しさせていただきます。

この案件については、ふるさと文化会館の予約システム、全体的な予約システムと併せて地区公民館もというワンセットのシステムというふうに認識しております。これを2つ切り離して別々にやっているというんじゃないくて、あくまでも補助金の申請の関係もありますので、この2つが一緒ということでの補助申請ということでございます。

それで、この案件については、昨年、予算編成前に政策委員会のほうに上がりまして、そこ

で審査をさせていただいた案件でございます。このときの、単純に結論を申し上げますと、いずれこういったシステムというのは本当に今の世の中を顧みますと、町民、利用者のニーズ等を考えるといずれ整備しなくちゃいけないだろうというふうには認識しております。ただ国の補助事業があるという内容でございます。今回ですと、20ページのほうに地域未来交付金というようなことで2分の1補助の部分、これは学童保育の部分も併せての補助でございますが、政策委員会の結論としては、これは補助金を有効に活用しながら、多少時間がかかってもいいからそういった形で整備してほしいという結論でございます。

したがいまして、本来であれば当初予算で計上するという事業ではあるんでしょうけれども、今回は国の補助がついたということで6月の補正予算に事業として計上したと、こういう経緯でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 別件ですか。はい、どうぞ。

○1番（平間徹也君） 別件です。ただ私、一言、さっきも言つとくと、やっぱり補助金ありきのやっぱり政策を進めていくうちに、だってその分費用もかかるし、ランニングコストの話を聞くのを忘れちゃったけれども、ランニングコストってかかるわけですから、やっぱりこの最小限の経費で最大限の効果を出すといっても、町にとっては、ちょっとそんなに急がなくてもいいんじゃないかなと。この優先順位、もっと老朽化した公民館とかいっぱいあるじゃないですか。それを直したほうがよかったんじゃないかというふうに私は思っているんですけれども。別件ですみません。

37ページの工事請負費の2,999万9,000円の電話工事費と、この東側駐車場舗装工事、これっでもう当初の予算では見てなかった、補正が上がってきたのは、この駐車場の金額が何ぼなのか、ちょっと電話工事の金額が何ぼなのか書いてないんですけれども、当初の学校建設の予定からは漏れ出た予算だったということなんでしょうか、これは。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

当初で計上しております新築工事の工事費には含めていない部分でございますが、統合中学校の校内の電話工事費及び統合中学校の東側駐車場の舗装工事の分ということで、新築工事費と重複しているものではございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） やっぱりやってるしね、追加で。必要になったということなんだと思いますけれども、やっぱりこういった予算がちょっと、ちょっとずつちょっとずつ膨れ上がってくるんだなと思うと、やっぱり優先順位を考えた予算づけをしなきゃいけないんだなと思います。もっとちょっと具体的に聞きたいのは、この工事費が幾らで、この東側駐車場の舗装工事費が幾らなのかというその数字、金額を教えてください。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

工事費の内容については、これから入札に入りますので、それを明らかにすることはできません。ですので、申し訳ないんですがここの詳細については控えさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） いや、電話工事費と舗装工事費って一応別に2段で出してて、ふだんだったら皆さん優しいから返ってくるじゃないですか。（「いや、工事費は出してないです」の声あり）でも、2,999万9,000円の根拠はあるわけでしょう、だって。これ一体化して2,999万円かかるの。だから、電話費よりもここ舗装費のほうが高いのかなとちょっと思ったんですけれども。その辺の割合というのは分からないんですか。

○議長（佐藤長成君） 平間徹也議員、この金額についても内容等については、教育長答弁されているように入札前の金額ですので、その内容については答弁できないということでありますのでご理解いただきます。

ほかにありますか。なければ。ほか質疑ありますか。5 番藤澤麻衣子君。

○5 番（藤澤麻衣子君） ありがとうございます。

40ページなんですけれども、先輩議員が熱く語られていた部分なんですけれども、私はそんなに熱くないんですが何点かお伺いしたいことがあって、オンラインシステムの導入についてちょっとお伺いしたいと思います。

ネットが使えないご高齢の方が利用する際に不利にならないように、どのように対応を今後していくのかということと、あと災害時に利用するということだったんですけれども、私、東日本大震災を気仙沼で被災しておりまして、その際に一番のインフラ止まったのは何だと思いますか。電話とインターネットだったんです。電話とインターネットというのははすぐもろくてすぐに止まってしまうものなんですけど、今回、光回線のみで事業を行うのか、それか衛星回線まで入れてこの金額なのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） お答えをいたします。

まずW i - F i 環境整備につきましては、衛星ではなく光回線ということになりますが、この一番の目的はオンライン予約システムの構築でございます、24時間365日ですね、どこにいても施設の予約が可能だと、スマートフォン、パソコンからでも予約が可能ですよということが一番のメリットでございます。

確かに藤澤議員さんが申ししております高齢者やデジタル弱者に対するところはどうなるのかということでございますが、こちらにつきましては、これまでも電話で予約をいただいて、直接紙に、申請をする際は窓口まで来ていただいていた経緯がございますので、その際は、来ていただいたときに職員がやり方を説明して、そこで入力をしていただくというような方法を取らせていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 5 番藤澤麻衣子君。

○5 番（藤澤麻衣子君） では、ガラケーの方はどうすればいいんですか。というところと、24時間できるということは、予約が開始されたと同時にネットでは予約ができますが、今まで使用していた高齢者の方はそれを公民館が開いている時間まで待つて予約に行かなければならないというのはやはり不利なのではないかなというふうに私は考えますし、衛星回線を使用しないのであれば全くもって災害時に利用できるというものではないというふうにただいま認識しました。衛星回線を入れた金額で行うのであれば私は賛成しますが、全くもって一番弱いインフラが整っていないのであれば、私はもう一度検討すべきかなというふうに考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） あくまでもこちらは災害対応ということでW i - F i を整備ということで、一番の目的は、最初に申し上げましたオンライン予約システム導入が目的でございます。ただ、そういった災害時にも使えるというようなW i - F i 環境の整備ということで申し上げましたけれども、先ほどガラケーとかスマホを持ってない方についてはどうするのかということですが、これまで同様、電話で最初に一報を入れて、この職員がいる時間帯ではございますけれども、そういった電話であらかじめ一報を入れていただくというような方法でしか、これまで同様のやり方が適当なのかなというふうに考えております。ただ、今回のW i - F i 整備も光回線、衛星回線ということで、衛星回線まではちょっとうちのほうはこういったことで計上はしておりません。あくまでも光回線でのW i - F i 整備

を考えているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 5 番藤澤麻衣子君。

○5 番（藤澤麻衣子君） 全てにおいて中途半端なことになってしまっているのではないかなというふうに私は考えました。中途半端なネット環境にこの金額を出すぐらい町は今余裕があるのかなというふうに私は思いましたがいかがですか。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） お答えをいたします。

まずこのオンライン予約システムにつきましては、やはり利用者の方々が、まず自宅とか外にいても施設を自由にどこが、部屋が空いてるのかなというふうに見れる、または予約もできる、あとキャッシュレス決済ということで料金もキャッシュレスで支払えるというようなことで、わざわざ仙台の方が電話予約をして、わざわざ窓口に来て申請を書いていくということが少なくて済むというような利便性があります。あと、半数以上の方がトライアルの際に、44%の方がやっぱりこういったシステムは便利だということをいただいておりますので、こういった導入に至ったものでございます。また、近隣、全国的にも公立文化施設協議会のほうでも、こういった予約システムにつきましては、国で進めているDXの推進にもなったものでございまして、どんどんどんどん全国的に自治体でも取り入れているものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） 今こんな余裕ないんじゃないのというお話でございます。

まず災害時想定ということになると、確かに地震、東日本大震災クラスですと停電が長期化するということで衛星回線がないと使えないよと、そのとおりだと思います。

ただこれはあくまでもそこまで考えると、今度ランニングコストの問題も非常に大きな問題として発生するのかなというふうに考えてございます。国の補助の中では、やはりこのオンライン予約システムと、町民並びに利用者の方の利便性の向上というのが第一の目的でございます。文化会館に限らず、特に総合運動公園、テニスコートだったり、いろんな予約についても結構町外の方が非常に多いというふうに私も見ております。やっぱり時代の流れとして、蔵王町はずっと紙でやりますというののもいかなものかなということで政策委員会でもいろいろ議論をさせていただきました。いろんな管理職の職員、課長の代表が協議に入っている議論した結果、やはり国の意向も踏まえて、我々としても、やはりいつまでもオンライン予約もできない、キャッシュレス決済もできないというままではやっぱりよそとの間

題もありますし、やっぱりここは補助がついているうちにやらざるを得ないだろうというのが最終的な判断でございます。

やはりこれが、そしてそれが利便性に、町民の利便性向上にもつながる、確かに高齢者の方、そういった方々にはなかなかなじみがないというようなことでございますが、その辺は職員のほうで電話等でしっかりと対応させていただくということを取らざるを得ないのかなと思っております。これについても、そういう方がいるからやる必要ないということじゃなくて、やはりそれをやりながらそういったオンライン予約とか、そういうのを苦手な方についてはしっかりと町でフォローできるようなシステムをいろいろ模索しながら今後進めていくということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。（「2分の1なんですか」の声あり）

まずこれ2分の1の補助というのもあるうちに、やはりこういうのをシステム整備しておかないと、補助が打ち切りになれば周りが全部入ってるよと、蔵王町さんは何でオンライン予約できないんですかというようなこともやっぱり危惧せざるを得ないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 18ページですね、債務負担行為補正で追加の分。下から2つ目のスクールバス運転業務委託料ということで先ほど1番議員からも質疑があった分ですが、関連して質疑をさせていただきたいと思います。

今現在、バスの運転手不足というふうなことで、運転手を確保するのが非常に困難な情勢だということでございます。最近のニュースの中でも、運転手が確保できずに80代の運転手が運転したバスが非常に重大な事故を起こしたような事例も報道されているわけでございます。そういうことで、先ほどは生徒の安全確保第一というふうなことで安全基準の説明もいただいたところですが、それで、今回この債務負担行為の金額の算定に当たって参考見積りを取ったと思いますが、その参考見積りの徴取先ですね、例えばバス会社であるとか人材派遣会社であるとか、どういうふうなところから、何か所から参考見積りをお取りになったのか、まずお伺いさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

参考見積り等につきましては、バスのリース業務並びにその運転業務委託につきまして、2

社の事業者からヒアリング、聞き取り調査を行いまして参考見積りを徴し、積算し、予算を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 8 番村上正文君。

○8 番（村上正文君） ありがとうございます。

2 社から徴収したということですが、金額的に大体同じぐらいのレベルの金額だったのか、かなり差が生じたものだったのか、その辺の状況についてお伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

金額のそれぞれの資料につきましては、申し訳ございませんが今手元に用意してまいりませんでしたので、後ほどご回答させていただければと思うんですがよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○議長（佐藤長成君） 8 番村上正文君。

○8 番（村上正文君） 差があったか、なかったかというふうなことなんですが、もし大きな差があった場合ですね、これ最終的に最低価格とかを設定して、業者選定をするときに近隣の市町でも最初からもう入札とか見積り合わせに参加できないような条件提示があって、もう除外されているというふうなところがあって、こういったものも新聞報道がされておりましたので、その辺については今後しっかりと考慮しながら事務を進めていく必要があるのではないかなというふうに考えたのでこの質疑をしたわけですが、この点について考えがありましたらばお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

先ほどのちょっとお話とも重なってしまう部分もございますけれども、昨今のバス事故の状況ですとか、そういったところもございまして、運転手の確保、難しい面ですとか、事情もございますので、今後、今お話しいただいたとおり検討を進めながら事務を進めてまいりたいと思います。4 月の開校に向けまして万全な体制を整えられるように進めて準備をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（佐藤長成君） 続いて、教育長。

○教育長（文谷政義君） それでは、私からもお答えさせていただきます。

今議員ご指摘のこと、大変大事なことで思っております。そして、いろんな業者に、あと

いろんな市町の状況も行って伺ったりして、この算定については進めているところで、その安全管理も含めて最適な方法を取れるようにこれからも努めていきたいと思いますのでご理解賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 別件ですか。8番村上正文君、別件どうぞ。

○8番（村上正文君） 別件でお願いします。同じ箇所の下、スクールバスリース料についてお伺いをいたします。

この件も先ほど1番議員のほうで質疑があった関連でございますが、5台分の5年間のリース料というふうなことで説明をいただいたところでございます。

まず、導入しようとしているこの5台のバスでございますが、何人乗りのバスを想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

スクールバスの定員につきましては、30名のマイクロバスを予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

それで、このリース料の中には、車体の点検整備とか、そういった部分の経費の部分までリース料に含めてリースしようとなるものなのか、そういう点検整備とかの費用については別立てで考えているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

リースの検討に当たりましては、バスの安全管理を含めたリース契約を想定しておりますことから、車両の点検整備や法定点検等を含めまして管理体制を整えることができるように、子供たちの乗車するスクールバスですので安全安心に運行できることを考えて積算に含めて検討しております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは、オンライン施設予約システムの導入の関係で同僚議員が何回か質疑されているようですが、今回導入の理由とか、そういう目的とか、その辺は質疑応答の中で大体の把握はさせていただきました。効果もあるということでのご答弁

もいただいておりますけれども、特にどうしても公共施設というのは幅広い年齢層の方々が利用するというので、システムの操作性が複雑だとどうしても高齢者とか、それからITに不慣れな方々の利用がどうなのかという懸念はされるところでありました。でも、今までどおりの電話とか紙での予約も可能だということで、課長の答弁もありましたとおり、その辺はきちんと対応はしていただければいいのかなと思っております。

ただ、今回のシステムの導入に関して、どうしてもインターネット回線を前提としているシステムでありますので、そうなりますと特に複数拠点での利用とか、同時アクセスとかですとうまくつながらないところもあるかと思うんですけれども、それについては、どうしても回線が不安定だと支障を来したりするんだなという、そんな懸念も考えるところでございます。ですから、きちっと運営に効率上がるようにしていくべきだなと思っておりますけれども、それについてご答弁いただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） お答えをいたします。

まずこのシステムにつきましては幅広く利用をしていただくということで、業務の効率化もありますし、利用者の利便性向上ということでつながるものということでございますが、まずこの事業者によって今いろいろと、何が一番すぐれている、蔵王町に適した予約システム、誰もが使っても簡単にできるというものを、今いろんな事業所からやり方のプレゼンをいただいて、あとは見積りとかをいただきながら今検討を進めているところでございますが、そうした中で一番安価で、また町民皆さんが、利用者が使いやすいようなものを取り入れていけるように今検討を進めているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） その辺は、きちんと運営に力を入れて設置をしていただければと思っています。

あと、質疑の中でどうしても気になさる同僚議員のお話を聞いていると、これぐらいの金額をかけて、当然、国の地域未来交付金2分の1補助でありますので、その辺は十分活用する意義はあるんだなと思っておりますけれども、費用対効果として果たしてどうなんだという、そんな疑問もされているようでもありますけれども、その辺に関しての副町長のお話もありましたとおり、やはり今のデジタル社会の向上に向けてはやっぱ必要なんだなという私なりの気もするんですが、その辺の費用対効果についてのご答弁を再度いただければと思っています。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） お答えをさせていただきます。

確かに費用対効果は重要でありますので、こちらはこういった整備をすることによりまして、まず職員の事務の負担軽減も図られますし、これまで地区公民館の予約となりますと職員が、管理人さんがいるところについては、夜と休日、休みの日は管理人さんのほうで対応していただいておりますが、日中の貸し館対応につきましては職員が出向いて行っておるといような状況でございます。こういったのを整備することによりまして、将来的にはスマートロックでありますとか、監視カメラシステムとかの導入も考えられることから、人件費が削減されるものではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。3番村上敏文君。（「佐藤」の声あり）失礼しました。今日は大分間違えているようであります。改めて3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） それでは37ページ、消防費の備品購入費ということで先ほど提案理由にもございました、町長からも述べられましたB&G財団からの防災機材配備支援金ということで、ホイールローダーや防災資機材を購入するための予算ということで、かなり多額の金額となっております。この辺の詳細についてまず説明をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） お答えいたします。

まず事業詳細からお話をさせていただきますと、予算の前に事業詳細ということで、B&G財団で以前から防災対応あるいは、何でしょう、自治体の防災力向上だったり災害対応力の向上に対する支援というものを非常に力を入れておりまして、このたびそちらの支援事業を採択受ける形で町でも実施するという形になりました。

具体的には、機材の配備支援事業、補助金を頂いて防災倉庫及び防災資機材を一定数配備するというような事業と、あとは人材育成の研修支援事業というものがございまして、そちらの2本立てでございます。これ同時に受けることが条件になっております。

機材の配備事業につきましては今年度の単年度事業、研修支援事業につきましては今年から令和10年までの3か年を受けることが条件という形になります。

総額でいきますと、補助事業の補助金ベースでいきますと、機材配備事業のほうは補助上限が5,600万円、研修支援事業のほうは1年間300万円掛ける3か年という形になっております。様々、財団側のほうでの条件等々も設定されておりますが、その中で我々のほうで必要な資機材を購入するというので、この備品購入費が計上されております。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 3 番佐藤敏文君。

○3 番（佐藤敏文君） 分かりました。

それで、今回の資機材の購入費、やはり2,500万円という高額な費用が上がっております。当然ホイールローダーも540万円ということで上がっておりますけれども、その資機材の内容ですね、こういったものを購入するのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） お答えいたします。

まず計上されているのは、おっしゃったとおりホイールローダーが1台ということになりまして、それ以外のまとまって二千数百万円のものでございますが、まずはプレハブの防災倉庫、あとはゴムボート、救助艇になります。こちらはB & G財団から指定されておりました、絶対用意してくださいというようなことになっております。

あとは、町のほうで任意で必要なものを購入してくださいということでいろいろ選べるのですけれども、エアテントという空気で膨らます、事務所になったり、待機所になったり、避難所になったりする小型のエア式テント、あとはエアテントの送風機、あとはワンタッチテントって運動会テントがございますが、組立て式ではなくて蛇腹で広げるタイプのやつを一定数買わせていただきます。あとは避難所で使うんですけれどもLEDの照明、あと発電機、あとはチェーンソー、整理棚、法面バケット、バックホウを実は物納で頂けることになっておりまして、そのバックホウ用のアタッチメントを買わせていただきます。

以上が備品購入費の内訳になっております。

○議長（佐藤長成君） 3 番佐藤敏文君。

○3 番（佐藤敏文君） 大変町にとっては助かるものだなというふうに分かるんですけれども、また例えばホイールローダーであったり、バックホウもそうなんですけれども、これは町の職員が今度運用をしていくわけですね。ですから、その辺の恐らく有資格者であったり、今後そういったものを運用するための資格というものの取得、そういったものも必要になってくると思うんですね。やはり、例えばバックホウであれば建設課が主に使うんでしょうから、建設課の職員に異動になったらすぐにやっぱりそういった資格を取らなくちゃいけないのかなというような話になってくると思うんですけれども、その辺の資格の関係をお伺いしたいのと、もう一点、当然その倉庫やりますよね。それとバックホウだったり、こういったホイールローダーの車庫も必要になると思うんですけれども、その辺の運用ですね、その辺

はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） お答えいたします。

まず研修というか資格取得でございますが、先ほどご説明いたしました研修支援事業、1年間300万円掛ける3年間ということで、財団側から指定を受けている、必須でやってくださいという項目の中にその資格取得を最低20人取りなさいということがございます。ですので、私どものほうでは、予算でいきますと負担金補助及び交付金で92万円計上させていただいておりますが、これ40人分の資格取得という形で、20人プラス20人でちょっと多めに取らせてくださいということで、職員及び消防団員をターゲットに研修をしていくという形になります。これは継続的に、おっしゃるとおりやっていかなきゃいけないということは財団側でも分かっておりますので、来年度以降も継続して資格取得をやっていきます。

それともう一つ、車庫とか運用についてですけれども、これも財団側からの条件づけというわけではないんですが、ふだんどしどし使ってくださいと、一般的に運用していただいて結構ですと。むしろ運用していただくことによって習熟度が上がるんで、ぜひとも使ってくださいというふうに言われております。ですので、配備先につきましては、まず防災倉庫が車庫兼用という形で建てる予定でございますので、バックホウについてはそこに入れる形になります。そのほかにスライドダンプも実は2台頂けることになっておりまして、そちらのほうは露天形式でもいいのかなということで、建設課さん、あるいはB & G海洋センターさん、そちらに配備してふだん使っていくという形になるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 今の佐藤敏文議員の質疑に関連いたしまして、質疑をさせていただきます。

この内容の中で、先ほど防災専門監からもお話ございましたけれども、非常に重装備的な予算にもなっておりますので、今後こうしたところについては、こういったところにまず整備を行っていくのか。こういったところについて、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） ご質問が整備の場所というふうに聞き及びいたしましたので、設置する構造物としては防災倉庫というものがございまして、今役場の東庁舎の裏に小ぶりの防災倉庫がございまして、あれを一度動かして、あの場所に、これの3倍ぐらいの大きさにな

るんですけども、防災倉庫を新しく造るという形になります。

なお、既存の防災倉庫については、その脇に移設という形でももちろん有効活用させていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

新たな拠点的なものでこうした構想で進めていくのかな、こんな考えを持ったものですから質疑させていただきました。ぜひこうした災害対応については重装備なことをやっていただけるので予算的にも非常にありがたいなというふうに思っておりますけれども、その辺について、やはり今後どういった視点、あるいはどういった目標でこうした装備を行っていくのか、そうした点について改めて今後について伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） 先ほど来申し上げておりますけれども、まず第1点としましてはB & G財団側の条件づけ、あるいは方針というものがございます。基本的には自治体の災害対応能力をまず向上させましょうと。被災した場合に、自分の自治体でいかに早くスムーズに災害対応ができるかというような、その力を蓄えるための支援ということで今回多大なる補助金を頂戴して事業をやるという形になります。

また、ご質問の趣旨とはちょっと違うのかもしれませんが、財団側のこれもまた方針なんですけれども、他市町でやはり被災した場合、できる限りその機材なり人材なりの応援能力というものも磨いていっていただきたいというようなリクエストもいただいております。人と一緒に機材も行く、あるいは機材だけお貸しするというような形が財団のネットワークの中で多数行われておりますので、その傘の中で蔵王町も活躍してほしいと言われております。ひっくるめて申し上げますと、まずは自分の自治体の中でなかなか自前でバックホウまで持って災害対応できるということは今まで望むべくもなかったことですので、そういったことができるようになるということ、あるいはそれを継続的に磨き上げられるということは大変うれしいことだと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

別件でちょっと質疑させていただきます。

○議長（佐藤長成君） 別件どうぞ。

○10番（松崎良一君） 先ほど来、ふるさと文化会館のキャッシュレス決済ということで、今回新たにそうしたシステムを導入なさるということで、一番ちょっと、こういった点はどうなのかというところちょっとございますので、まずこれまで蔵王町の場合は、予約をして、そして取消しをしても費用等についてはお金を頂かないような形になっておりますけれども、他市町を見るとなかなかそうはなっていないケースが多くなってきているんですね。やはり1回申し込んだ場合には、1週間前とかいろんなのございますけれども、そうした中で利用料については頂いているというケースが見られますので、今後その辺についてどう考えるのか。キャッシュレスになりますとそうした部分も非常に大事になってまいりますので、ちょっとその辺についてもしお考えがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤孝志君） お答えをいたします。

文化会館につきましては1週間前、あと公民館につきましては3日前というような、本予約までをその要件で行ってくださいというような使い方でございます。そうした中で、本来は前払いということでさせていただいているというのが本来の前払い制ということで、あと使用していただくというような流れでございますが、こういったものを導入することによって、これまで当日に支払いということもよしとしてまいったわけでございますけれども、そして、突然のキャンセルというのは、もちろん返却等々はちょっと想定はしてないんですけれども、そういったキャッシュレス決済の中で条例規則にのっとって、今後は時間帯の設定なんかいろんな区分がですね、今度、こういったとこでできるようになりますので、そういったところも一つ一つ検討しながら行っていきたいなというふうに考えております。ですので、キャッシュレス決済になって、やはり直前になってキャンセルになったというものについては全額返金とかいったものはちょっとできないというふうになろうかというふうに考えております。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

今後やっぱりどうしても運営費等もかかりますし、あるいは他市町に倣って、やっぱりペナルティーというのもそこに必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺については、経費等もかかりますので今後やはり考える必要があるんじゃないかなと、このようなことから質疑をさせていただきましたので、ぜひその辺についてご検討いた

だきたいと思います。

別件でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 別件どうぞ。

○10番（松崎良一君） 29ページの委託料、学童保育システム導入業務委託料ということで今回354万2,000円計上されてございます。薄々は分かるんですけども、この事業について、なぜ必要になったのかについて改めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） 答えいたします。

このたびの地域未来交付金の採択決定をいただきまして、本町の財政負担を大幅に軽減できる絶好の機会と捉えまして今回補正を計上させていただいたものです。

この業務内容につきましては、今まで指定金融機関や役場の会計課などでしか使用料をお支払いできなかったことが今までは懸案事項だったんですけども、この業務を導入することによりまして、身近なコンビニエンスストアやスマートフォンから24時間いつでも利用料の納付が可能となるものでございます。さらに、従来手作業で行っていた入金確認、それから消込事務がシステム上で自動化されまして、大幅な業務効率化が図られるというふうなメリットもございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

大変非常に現場では煩雑な業務に追われて大変厳しいところもあったと、そのようなこともちょっと伺っておりましたので質疑をさせていただきました。

この辺の改善によって職員等あるいは会計年度職員等も含めて軽減されて、そして、より業務に専念できると。こうしたことであれば非常にありがたいシステムだなというようなことで考えましたので、その辺について確認の意味で質疑をさせていただきましたので終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤長成君） それでは、大分時間経過しましたので、ここで10分間休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

質疑に入る前に、先ほど8番村上正文君から質疑がありましたマイクロバスの定員の関係で答弁で誤りがありましたので教育長から再度答弁をお願いいたします。教育長。

○教育長（文谷政義君） お時間をいただいて申し訳ございません。

先ほど村上議員さんからご質疑があったマイクロバスの定員でございますが、私30人とお答えさせていただきました。29人の誤りでございましたので訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） よろしいですか。

それでは、議案第46号の質疑を続けます。質疑ありませんか。12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ちょっとお休みがあったので、一息ついたのでちょっと気持ちが収まっているところで話をしたいと思います。

先ほどからオンライン施設予約システムの話とか、オンラインとかデジタル関係の話が出ていたんですけれども、ちょっと確認させていただきたいんですが、地域未来交付金がもらえるからここに計上したということなんでしょうか。それとも、そうじゃなくて、ずっとやりたかったんだけれどもなかなかできなかった。実は、第五次蔵王町長期総合計画の実施計画、令和8年度から令和10年度のところの53ページには、取組2、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進というところに自治体情報システムの標準化というのが掲げてあるわけですね。そういう中での取組で、たまたま今ちょっと財政厳しいんだけれども地域未来交付金がもらえるからこの話が出てきたんだということで理解していいのかなというふうに思うんですがいかがなものでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） お答えいたします。

これについては、補助金がもらえるからやるのかどうかという話でございますが、まずもって、やはりこういったことは、今の国の方針等もございますDXの推進、そういった中で、やっぱり利便性の向上につながるという部分について、我々としては積極的にやりたいと。ただそれと、一方やはり財政というものを我々考えていかなければならないということでございます。

ご案内のとおり、特に令和8年度については、この中学校の建築、これが最優先課題という中ではあります。ただ、そうした中であっても、こうしたやっぱり補助金も使いながらこういったことが進められるということで6月補正で予算を計上させていただいたと。民生費、教育費、両方に、2つの事業でございます。補助金云々がどうのこうのという話ではなく

て、やはりもらえる補助金はもらって住民の福祉向上に役立てたいという趣旨でございます。もらわないとやんないのかということではなくて、もらえるものはもらうということでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。

もらえるものはもらうというその意図は十分分かりましたが、その前段に、チャンスがあったらもらうという前段に第五次蔵王町長期総合計画があるんだというところを、やっぱりこれ抜かして話をしてはいけないんじゃないかなというふうに私は思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） 我々やはり長期総合計画というものに沿って事業を進めるということでございます。全く伊藤議員のおっしゃるとおりでございます。そうした中で、こうしたものを使って住民の利便性向上、あるいは担当課の業務の効率化というものも進めながらしっかりと対応していくと。ただどうしても優先順位、財政の枠がありますので、そして優先順位があるのでやりたいんだけどできないというものはありますが、今回、チャンスと捉えて予算計上させたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。

これを読み込んでいくと、まちづくり推進課、各業務所管課のところの担当課になっていますが、自治体情報システムの統一標準化とか、ガバメントクラウドの移行運用のところは令和8年度の計画としては移行運用というふうになっていますので、やっぱりある意味チャンスがあったらやらなきゃいけないと私は思うので、そのところをうまく生かすことは大事だと思うんです。また、生かすために今までの同僚議員、先輩議員の質疑等々、とても大事だったと思うんですけれども、その大本がやっぱりここにあるんだというところから話をしていかないと、何か必要だ、必要じゃないと、ただ個人的に思う、住民のために思うというところからスタートも大事なんだけれども、この大本があるんだというところをちょっと確認させていただきたかったところです。いかがでしょう。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 担当課はまちづくり推進課長なので、まちづくり推進課長に補足させますが、実は当初予算で上げたかったんだけど国の補助がつかなかったんです。おっしゃ

るとおり第五次計画に沿ってやっていたんだけど当初に間に合わなくて、やっと国から認められたのが4月1日かな、4月1日に認められたんですね。そういったことで、今回の6月の補正でやらせていただいたということでもあります。あとは担当課長にちょっと補足させていただきますから。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） では、私から付け加えさせていただきたいと思います。

町長申し上げましたとおり、地域未来交付金ですね、今回のものについては4月1日付で決定通知がなされたものでしたので、6月で補正で出させていただきました。この前段としましては、先ほど副町長も申し上げましたとおり、政策委員会で各課からDXに関する事業も出されておりまして、その中で優先順位をつけながら、今年度ですね、今年度の当初予算に反映をさせていったわけでございます。

それで、このオンライン予約システムにつきましては、交付金の決定を待って予算措置しようというようなことで決定されましたので、それに沿って進めてきたところでございます。伊藤議員おっしゃった自治体システムの標準化につきましては、令和7年度で県内でも大分トップクラスで進捗をしてきたところでございまして、今年度につきましては戸籍システムでありますとか、残りの部分をやるというような段階まで進んでおりますので、今後もDX推進ですね、財源を見つけながら進めていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。もちろん優先順位必要だと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

別件でお願いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 別件どうぞ。

○12番（伊藤雅代君） 教育費のところの小学校、中学校のところ、どちらもあるんですが、理科教育備品購入費についてです。

小学校は5校ありまして、国県支出金、多分これ国庫支出金だと思うんですが74万4,000円、それで一般財源から出ている81万9,000円とありますが、これどちらも併せて理科教育備品購入費となっているのでしょうか。5校分でこのぐらいは必要かなと思うんですが、中学校に関しては今現在これだけ必要なのか、38万1,000円の国からの補正が来ているのかと思うんですが、そこに一般財源で43万7,000円、これ必要なのかなというところで、小学校のとこ

ろ、どちらも理科教育備品購入費になるのかということと、2点目が中学校のほうは一般財源から出す必要があるのかというところを伺いたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

こちらの補助につきましては、例年なんですけれども、昨年度中に希望の調査がございまして各小中学校に確認、希望の調査を行いましたところ、小学校5校と中学校3校から理科備品の希望の申出があり申請しておりまして、4月4日に内定したために今回6月の補正予算として歳入と歳出を合わせて補正予算に計上させていただいております。

財源につきましては約半分が補助でもらえるような形での補助になっておりまして、そうですね、主なものとしては、てんびんですとか、動物の化石標本や人体解剖模型などといういろいろな理科備品の希望が出ておりますが、中学校に関しましては、来年度統合がございまして中学校で同じようなものにはならないように調整をいたしまして、来年度以降ももちろん使えるものを3校で相談しながら計上しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） すみません。お昼を回るところなんです、よろしくお願いいたします。37ページの統合中学校東側駐車場舗装工事費について、ちょっとお伺いさせていただきます。

こちらは特定財源がなくて、地方債と一般財源からなっております。そちらの財源になっておりまして、こちらの駐車場の舗装についてなんです、これが当初予算に上がってこなかった背景がありましたら教えていただきたいのですが。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐（川井由美君） お答えいたします。

このたび計上させていただきました統合中学校東側の駐車場舗装工事につきましては、統合中学校の工事に係ります各工事の中で優先順位の検討を進めておりまして、そういった中で今回の6月補正予算に計上とさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。

いろいろと経費が重なる中で、優先順位をつけるために最後の最後に補正予算で提出された

という形になったのだと理解いたしました。いろいろ工面されている部分はあるかと思うんですけども、必要な部分におきましては当初予算で出していただくということも必要なのかなというのはちょっと感じておりましたので質問させていただきました。

別件でお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 別件どうぞ。

○9番（今 千佳君） 35ページの町道西裏井戸井沖線道路改良工事費追加についてお伺いさせていただきます。

こちらは、土木費国庫補助金1,224万円と、町債土木費、こちら地方債ですね、1,060万円の財源を含めまして工事請負費が追加になっております。こちらの追加の内容についてお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

町道西裏井戸井沖線の工事費でございますが、想定よりも上回る国費の配分がございましたので、その分の予算計上となっております。全体的に工事費が上がっている中で補助金を認めていただいたので、より多くの工事ができるものと考えております。工事の規模としては、全体延長で300メートルあるんですが、約半分程度進むものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。

予想以上に上回る国費が追加していただけるということで工事の内容が進んでいくという形なんですけど、こちらのほうで今いろいろ物価高騰の波が来ているんですが、そういったことにも活用できるというか、そういったものも含めて有効活用できるということで理解してよろしいですか。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

設計単価については最新のものを採用しておりまして、物価高騰に対応できているものだと考えておりますが、何せちょっと公式的な単価についてはタイムラグがどうしてもございます。なるべく最新の単価採用をするように心がけて努めて積算を進めておるところでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

1 番 平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 動議を提出します。

議案第46号令和8年度蔵王町一般会計補正予算案（第2号）に対する修正案を議題とされるよう動議を提出します。（「賛成」の声あり）

○議長（佐藤長成君） ただいま1番平間徹也君から、議案第46号令和8年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）について動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時06分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、審議を行います。

先ほど提出された修正動議の写しは配付のとおりであります。

本案に対する1番平間徹也君ほか1名からお手元にお配りした修正の動議が提出されています。

この修正案について、発議者から提案理由の説明を求めます。

発議者を代表して1番平間徹也君、登壇願います。

〔1番 平間徹也君 登壇〕

○1 番（平間徹也君）

議案第46号「令和8年度蔵王町一般会計補正予算（第2号）」の修正動議

上記の動議を地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3及び蔵王町議会会議規則（平成2年議会規則第1号）第16条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和8年6月5日 提出

発議者 蔵王町議会議員 平間 徹也
同 藤澤 麻衣子

蔵王町議会議長 佐藤 長成 殿

（修正案の説明）

本年度一般会計補正予算に計上された公民館費、及びふるさと文化会館費の「オンライン施

設予約システム導入業務委託料」については、費用対効果の観点から、現行の予約システムを変更してまで新たなシステムを導入する必要性は低いと考えます。

現在、統合中学校建設費の増大により、今後の財政状況は一層厳しさを増すことが見込まれております。このような状況下において、本町にとって本事業に貴重な財源を充てる余地はないと言わざるを得ず、よって本予算の修正を求めるものです。

加えて国費が、このたび質疑の中でもありましたけれども、公費が充当されるからいいのではないかという見方もあるのはある程度理解しておりますが、全額充当されるわけでもありませんし、ランニングコストも今後かかってくることを考えれば、そんなに簡単にそれを手放しで喜ぶような状況ではないのではないかと私は考えます。そして、何より国費というのは我々町民も含めた国民の血税で賄われているものであり、国費だからといって簡単にそれを認定するべきかどうかはやはり考えていかなければならないのかと私は思います。補助金にひもづいた今までのやり方がやはり日本の財政を悪くしていますし、それに付随して我々地方自治体もどんどん疲弊しているのが事実ではないでしょうか。

蔵王町の財政を考えたときに、優先順位をしっかりと考えた予算執行を求めることから今回の修正動議を提出します。

すみません。数字の説明を飛ばしました。簡単に数字の説明をしますと、この別紙の2枚目、3枚目かな、3枚目を開いていただいて、国庫補助金の減額、公民館費とふるさと文化会館費に関わる特定財源の国庫支出金の減額をして、その分の財源、一般財源もゼロにして、その分の歳出は繰入金のほうに算入するような数字になっております。

以上、先輩同僚議員の賛同を賜り、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 平間議員はそのまま。（「はい」の声あり）

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

平間徹也君は自席にお戻りください。

それでは、続いて討論に入ります。

最初に、原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修正案に賛成の方の順に行います。

それでは、最初に原案に賛成の方の発言を許します。

討論ありませんか。13番村上一郎君。

〔13番 村上一郎君 登壇〕

○13番（村上一郎君） それでは、今回、修正動議が出されましたけれども、どうしても賛同しかねますので原案について賛成討論をさせていただきます。

今回の国庫補助金である地域未来交付金、これは3年前からデジタル田園構想で始まっているものでありまして、その名称が変わってきまして、令和8年度、昨年の補正予算からですかね、地域未来交付金という名称でデジタル社会を進めている事業でございます。政府が地方の創生と、それから強い経済の構築を目指して創設した大規模な交付金であります。内容としまして、地場産業の成長戦略やD Xによる住民サービスの向上、それから避難所の住環境整備などを目的としておりまして、地方自治体の自主的な取組を財政面で支援する交付金との内容でございます。

今回の交付金として3つの型になっているようでありますけれども、1番目がデジタル実装型、それから2つ目が地域防災緊急整備型、そして3つ目が地域産業構造転換インフラ整備推進型となっているようでありまして、今回、本町が進めようとしているオンライン施設予約システム導入は、対象となるものが最初のデジタル実装型、それから地域防災緊急整備型、この2つになるのかなと捉えております。

このデジタル実装型でありますけれども、児童館の学童保育システムの導入とか、それから今回のオンライン施設予約システムの導入とかになるんでありますけれども、デジタルサービスを導入しまして住民が直接その利便性やメリットを実感できる取組を支援する事業となっております。

また、地域防災緊急整備型としましては、今回のオンラインシステム、予約システムでありますけれども、地域防災の緊急整備型として導入して、災害時の避難所の生活環境の改善を図り、安全安心な避難場所開設にも寄与するものであるというふうになっております。「ございん」と、それから4地区公民館は緊急避難場所として指定されておりますので、W i - F i を使えるように整備する有効的なものであると私は捉えております。フリーW i - F i にすることで情報収集等が安定的に利用可能になるんだなと思っております。時代の流れでありますので、限りなくデジタル社会のレベルアップを図っていく必要があるものと思っております。

これを導入することで高齢者が利用しにくくなるという意見もありましたけれども、そういうわけでもないようでございます。特に今高齢者でもスマホやパソコンを上手に使いこなしている現在でありますので、幅広い利用者層が気軽に施設を利用できるようになり、利用機

会の拡大にもつながるものと考えられております。これを導入することで高齢者も利用し、子供たちからお年寄りの方々まで老若男女みんなが利用しやすい、活動しやすい公民館施設になるものと期待できます。各地区の公民館は、公民館の部員が年間を通して、それぞれ計画を立てて活動しているようであります。若い世代がこの公民館を利用しやすい施設へと整備するものであり、蔵王町が若者から選ばれる地域づくりに寄与するものであると確信をしております。人口減少時代の中でも、それぞれの地域で明るく活動できる若者に選ばれる蔵王町を目指すための有効な手段の一つであると考えておりますので、今回は原案に賛成でございます。

先輩同僚議員のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上で討論といたします。

○議長（佐藤長成君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、討論ありませんので、次に修正案に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。修正案に賛成の方の発言です。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

それでは、ほかに討論がありませんので討論を終結いたします。

これより、本案に対する1番平間徹也君ほか1名から提出されました修正案について採決いたします。

採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立2名〕

○議長（佐藤長成君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決いたします。

原案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立10名〕

○議長（佐藤長成君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

12時を回っておりますけれども、このまま続けます。

日程第15 議案第47号 令和8年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第15、議案第47号令和8年度蔵王町介護保険特別会計補正

予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第47号令和8年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ159万5,000円を追加し、予算の総額を15億6,559万5,000円としようとするものであります。

その主な内容は、歳入において繰入金を追加し、歳出においては総務費を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第48号 令和8年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第16、議案第48号令和8年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第48号令和8年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第1号）について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において予定額から864万5,000円を減額し、総額を4億6,954万円にし

ようとするものであります。

なお、詳細等につきましては、ご質疑により事務長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

これ職員、事務職員さんが多分 1 人なのかな、多分。だと思うんですけども、これは純粋に退職なのか、何か町のほうで、病院じゃなくて町の職員さんのほうにして雇用されるというか、異動なのか、それがちょっと分からなかったのをこれを教えてもらえれば。

○議長（佐藤長成君） 蔵王病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

退職ではなく人事異動による 1 人減ということになっております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 今ちょうどね、いろいろ中核病院との連携のいろんな話で進んで、仕事がひょっとしたら変わってきたというか、の結果なのかななんてもちよっと思ったりはするんですけども。町全体としては、これはもちろん大事ですから必要だと思うんですけども、町全体としてのやっぱり予算が下がるわけではないんだなということを感じました。ただ、今は連携模索中だと思いますけれども、その中で何か職員さんたちの今後の動きとかというのはどのようになっているか、もしお話しできる範囲であれば、できる範囲で。

○議長（佐藤長成君） 平間徹也君、今回は補正予算ですので、その関係で内容を変えてください。ない。

それでは、ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、ほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第49号 令和8年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第17、議案第49号令和8年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第49号令和8年度蔵王町水道事業会計補正予算（第1号）について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において上水道事業費用の予定額に14万2,000円を追加し、総額を4億8,305万7,000円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第50号 令和8年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第18、議案第50号令和8年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第50号令和8年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において予定額から149万9,000円を減額し、総額を3億206万3,000円にしようとするものであります。

なお、詳細等につきまして、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

長時間にわたって大変お疲れさまでございました。

午後0時30分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長 佐 藤 長 成

署名議員8番 村 上 正 文

署名議員9番 今 千 佳